



Vol.51 感染症の流行期と学童の感染について



東千葉メディカルセンター長の増田政久です。

今回は冬季の感染症についてお話しします。これから感染症の流行シーズンを迎えますが、昨年もこの時期には新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が危惧されており、両者の見分けがつかずらいことや、同時流行した際の病床の確保などが問題となりました。幸いにも、昨年は新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策(マスクの着用や手指の消毒)が功を奏したのか、インフルエンザの感染者は少数にとどまり、新型コロナとインフルエンザの同時流行はみられませんでした。

ただ、昨年インフルエンザが流行しなかったために、今年はほとんどの方が免疫を獲得できていない状態で流行シーズンを迎えることとなります。国内では例年より早くから流行が始まる可能性があると言われており、日本感染症学会からもインフルエンザワクチンの積極的な接種が推奨されています。

新型コロナウイルス感染症については、11月中旬現在、高齢者へのワクチンの接種が進んだ関係から若年層の感染割合が増えています。中でも目を引くのは小学校から学童のコロナ感染が報告されている点です。学童への感染を防ぐには、保護者や周りの大人が注意を払い、適切な感染対策を講じ指導する必要があります。これから年末年始のイベントや冬休みなどが控えていますが、感染の流行状況を確認しながら、適切な行動と感染対策をとるようお願いします。

◆お知らせ

- ・教室、講座は当面の間中止します。
- ・送迎車両は通常のダイヤで運行しています。緊急事態宣言の発令期間中は運休することがあります。最新の運行状況については、電話やホームページなどをご確認ください。
- ・看護師、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーなど、常勤職員を随時募集しています。



東千葉メディカルセンターホームページ QRコード



問い合わせ▶東千葉メディカルセンター ☎(50)1199

- ☑ 当所の創業塾を受講し、創業された方多数!
- ☑ 一人で悩まず、同じ志を持った仲間ができる!
- ☑ 創業後も商工会議所がバックアップ!
- ☑ 事業計画を作成し、販路開拓・融資などに活用できます。
- ☑ 後継者育成の受講も大歓迎



◀商工会議所ホームページからも申し込めます

☎(52)1101

創業を成功させるために、本気で考える7日間。専門講師による充実したカリキュラムをご用意しています。  
講義に6回以上出席した方へ、創業支援策に利用できる証明書を東金市から発行します。  
とき▶日程表の午後6時30分〜9時  
ところ▶東金商工会館4階 中ホール  
対象▶創業予定者、創業間もない方、経営を学びたい後継者  
定員▶20名  
費用▶3千円(全7回分)  
締切▶令和4年1月7日(金)  
申込・問い合わせ▶東金商工会議所

令和4年1月開講 東金商工会議所とうがね夜間創業塾

回数	とき	内容	講師
第1回	令和4年1月14日(金)	創業の心構え	中小企業診断士
第2回	1月21日(金)	販路開拓	中小企業診断士
第3回	1月28日(金)	ITを活用した販路開拓	中小企業診断士
第4回	2月4日(金)	労務(労働保険・保険・年金)	社会保険労務士
第5回	2月10日(木)	金融/税務	日本政策金融公庫/税理士
第6回	2月18日(金)	創業計画作成	中小企業診断士
第7回	2月25日(金)	創業計画作成・計画発表会	中小企業診断士

とうがね消費ナビ 消費者ホットライン☎188(いやや)

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要!

◆内容

- 事例①** 何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近電話を取らなくなったが、昨日その事業者からカニの不在通知が届いた。受け取り拒否してもよいか。
- 事例②** 注文していない健康食品が届き、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

◆アドバイス

・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分ができるようになりました。

- ・一方的に商品が送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ・贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりはないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- ・困ったときは、消費生活センターへお電話ください。

◆消費生活相談

**相談費用▶無料**  
※電話相談は通話料金が発生します。  
**問い合わせ▶東金市消費生活センター**  
(商工観光課内) ☎(50)1238

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。すべて無料ですので気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時に中止する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00	消費生活センター(市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務でお困りの方の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークにて受け付けます
交通事故相談	1/17㊿10:00～15:00	市役所203会議室	消防防災課 ☎(50)1119	保険請求・示談・ひき逃げなどの交通事故の相談(要予約)
人権・行政相談	①12/15㊿、②1/17㊿ いずれも13:00～16:00	市役所202会議室	総務課 ☎(50)1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①12/15㊿、②1/19㊿ 10:00～16:00 (予約=①受付中、②1/12㊿～、電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、初期相談に限ります
心配ごと相談	第2・第4火曜日(休祝日の場合は翌平日) 13:30～16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00	ボランティアセンター(ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 15:00～17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム(ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	いじめや不登校、子育てなど教育問題について

※移動交番、保健ガイド(ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談)、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。